

○宇都宮市子どもの家条例施行規則

令和2年3月24日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市子どもの家条例（令和2年条例第26号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 子どもの家の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 小学校の休業日以外の日 放課後（授業の終了後をいう。）から午後7時まで

(2) 小学校の休業日 午前7時30分から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 子どもの家の休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は休所日以外に臨時に休所することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により子どもの家の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の使用許可の申請について適當と認めたときは、許可を決定し、使用許可決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により使用許可の決定を受けた者は、その決定の理由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の免除)

第6条 条例第7条第4項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、使用料免除決定通知書を当該申請者に交付する

ものとする。

3 前項の規定により使用料の免除を受けた者は、その免除の理由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第7条 条例第9条の規定により指定管理者に子どもの家の管理を行わせる場合における第4条から前条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条の見出し	使用許可	利用許可
第4条	使用許可を	利用許可を
	使用許可申請書	利用許可申請書
	市長	指定管理者
第5条の見出し	使用	利用
第5条第1項	市長	指定管理者
	使用許可の	利用許可の
	使用許可決定通知書	利用許可決定通知書
第5条第2項	使用許可	利用許可
	市長	指定管理者
第6条の見出し	使用料	利用料金
第6条第1項	第7条第4項	第14条
	使用料の	利用料金の
	使用料免除申請書	利用料金免除申請書
第6条第2項	市長	指定管理者
	使用料免除決定通知書	利用料金免除決定通知書
第6条第3項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者

(様式)

第8条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。